
監査懇話会 監査技術ゼミ2020年10月

新型コロナウイルス 感染症を踏まえた 監査役等の留意事項

2020年10月9日

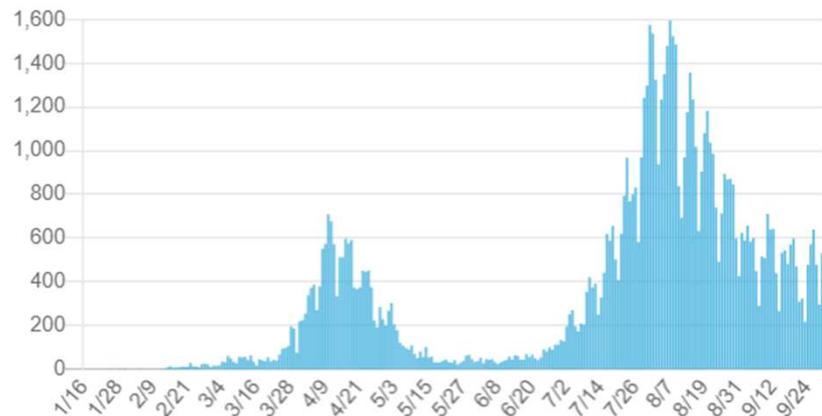
公認会計士 久保 恵一

感染者数と経済見通し

厚労省のウェブサイトより 9月30日現在

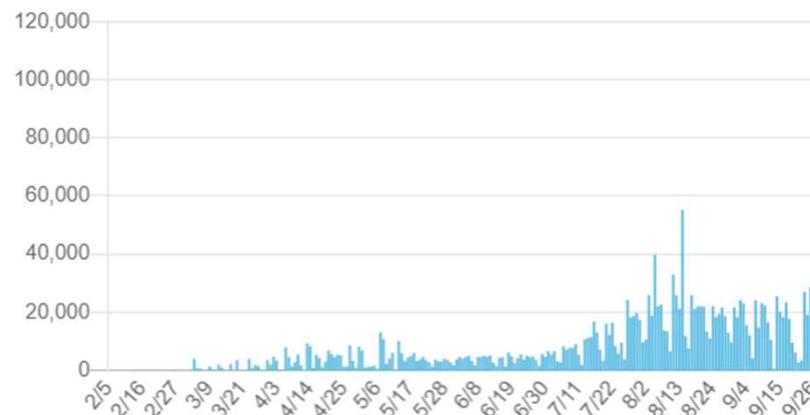
陽性者数

531 人
(累計 82,609 人)



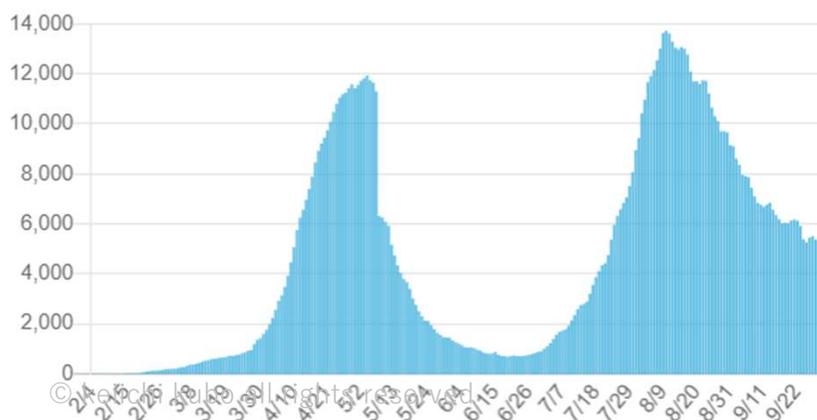
PCR検査実施人数

103,676 人
(累計 1,869,971 人)



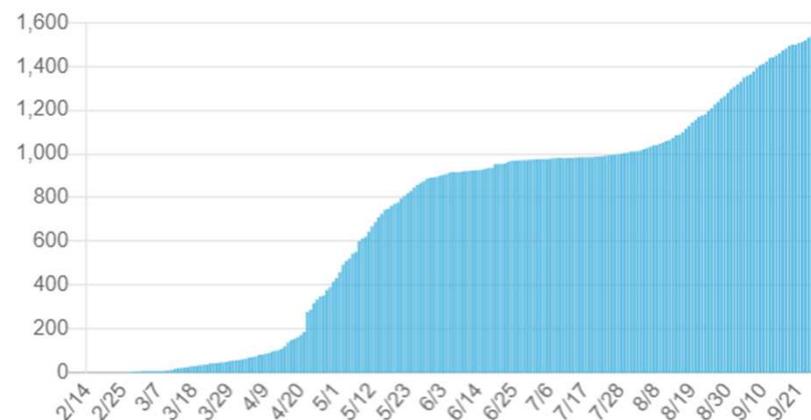
入院治療等を要する者の数

5,324 人
(前日比 -49 人)



死亡者数 (累計)

1,563 人
(前日比 +7 人)



リーマンショックを上回る景気減退

- 世界銀行は「世界経済見通し（GEP）2020年6月版」において、2020年の世界経済成長率は5.2%減になるとの予測を公表した。これは**第二次世界大戦以来最悪の景気後退**（2020年6月8日）
- 日本経済：「100年の1度の危機」といわれたリーマンショックですらGDPの下落は17.8%（2009年1～3月期）。今年4～6月期のGDPはそれを大幅に上回る－27.8%。
- 帝国データバンクによると、新型コロナウイルス関連倒産（負債1000万円未満および個人経営者も対象）が全国で400件。負債総額は、2000億円超。大半が中小企業（2020年8月3日）

企業不正等は増加傾向

主な企業不祥事

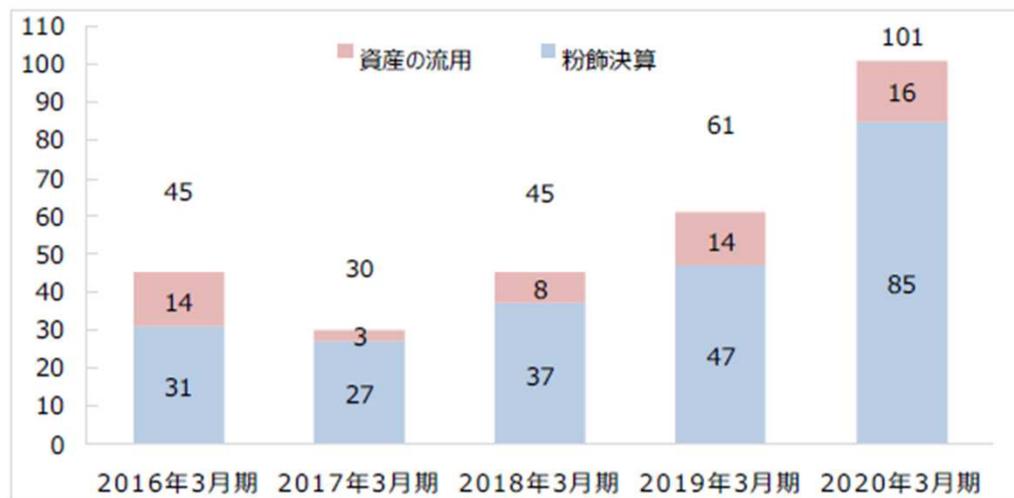
- 2018年
 - スルガ銀行がシェアハウスに不正融資
 - SUBARU・日産・スズキなど自動車メーカーの品質不正
 - レオパレス21の建築基準法違反
 - 三菱マテリアルグループ会社5社の品質データ改ざんを公表
 - 日産自動車ゴーン事件
- 2019年
 - かんぽ生命の不適切販売
 - 関西電力の幹部らが高浜町の元助役から金品受領
 - セブン・ペイがセキュリティ問題で撤退発表
- 2020年
 - ドコモ口座不正引き出し事件

国内会計不正 5年で3倍 粉飾や資産流用、統治実効性に課題

- 国内企業の会計不正が急増している。日本公認会計士協会によると、2020年3月期は101件と前の期から7割増え、5年前の3倍だった。このうち大半が上場企業のような。損益や財務を実態よりよく見せようとする動きが目立つ。15年の企業統治指針導入で社外取締役の採用拡充など経営監視の体制作りは進んだが、実効性にはなお課題がありそうだ。

(2020年8月10日 日経新聞)

図表Ⅱ-2-1 会計不正の類型別の推移 (単位:件数)



注：2020年3月期 46社のうち、8社は2020年3月末現在調査中であるため、今後数値は変更される可能性がある。

© keiichi kubo all rights reserved

財務諸表の意図的な虚偽にあたる粉飾決算、着服など資産流用の2つを不正と定義し、公表日を基準に集計した。前期は粉飾が前の期比8割増え、全体を押し上げた。内部通報制度が浸透し、不祥事が表面化しやすくなった影響もある。

個別では、ジャパンディスプレイで過去の在庫の過大計上が、ネットワンシステムズで東芝子会社などが関与した架空取引が発覚した。イオンフィナンシャルサービスはフィリピン現地法人で利益の過大計上があった。途上国企業は統治面で未熟な面があるという。

市場別 会計不正件数 2020年3月期

- 東証1部は会計不正の件数は多いが、発生比率は他市場に比べて低い
- 新興市場の方が会計不正の発生比率 = 発生リスクは高いと言える

	東証1部	東証2部	マザーズ	ジャスダック
上場会社数 (A) (2020/8/7現在)	2166	484	326	703
2020年3月期の 会計不正件数 (B)	21	8	5	11
比率 (B/A)	1 %	1.6%	1.5%	1.5%

金商法開示違反事例・業種別と勘定科目別

- 情報通信、サービス業が多い・売上高、特別損益、資産が多い

証券取引等監視委員会 開示検査事例集（令和元年10月）

（表4）違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：社）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	1	1	1	22
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	2	0	0	17
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	1	1	1	17
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	9
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0	7
----- 省略 -----														
年度別計	3	8	11	8	16	8	9	9	7	6	5	2	10	102

（表5）違反行為の科目別分類（単位：件）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
売上高	7	5	3	2	4	3	3	2	9	38
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	1	0	7
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	0	7	13
営業外収益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	1	0	0	4
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	0	2	29
資産	5	4	4	7	2	2	0	0	3	27
負債	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
その他（非財務情報等）	0	0	0	1	1	1	0	0	1	4
年度別計	24	17	14	22	9	12	4	3	22	127

（注）業種の別は、証券コード協会「業種別分類に関する取扱要領」による。

© keiichi kubo all rights reserved

（注）複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

監査役監査計画の立案

事業リスクと
監査役監査リスクの再評価

資金繰りが急変する会社が急増：ANAホールディングス

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2021年3月期第1四半期	121,608	△75.7	△159,065	—	△156,544	—	△108,819	—
2020年3月期第1四半期	500,508	3.2	16,173	△19.4	17,038	△12.3	11,418	△29.1

現預金残高： 109百万円 (前期末) = > 516百万円 (第1四半期末)

日本政策投資銀行 (DBJ) などに1兆3000億円規模の融資枠設定を要請 (日経 2020/4/3)

単位：百万円

純資産の部		
株主資本		
資本金	318,789	318,789
資本剰余金	258,470	258,469
利益剰余金	550,839	440,906
自己株式	△59,435	△59,327
株主資本合計	1,068,663	958,837

株主資本が1100億円減少



資金繰りが急変する会社が急増：鉄人化計画

- 鉄人化計画（飲食－牛かつ、カラオケ事業－カラオケの鉄人）－東証2部

- 2020年2月 第2四半期：

- 四半期レビュー報告書の強調事項
- 重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会社グループが主に店舗展開する首都圏において2020年3月の当該自治体首長による外出自粛要請及び2020年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令などにより、会社のカラオケ・飲食事業で運営する全てのカラオケ店舗は臨時休業による自粛を行っている。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。
- この時点では、株主資本 4億円（第2四半期に減資し資本金1億円）

- 2020年5月 第3四半期： 継続企業の前提に関する注記を記載

- 株主資本 2.55億円の債務超過
- ファンドより15億円調達

希望退職の募集急増 -1月から9月 48社

© 2020年1~9月：希望退職者募集を発表した企業（青字は9月中の募集結果の発表分）

9月	マルシェ	20人程度（9月14日~25日）
"	JSR	50人程度（10月1日~15日）
"	TSJホールディングス	300人程度（10月1日~2021年2月28日）
"	オリジン	定めず（10月21日~30日）
"	東芝	最大約770人（東芝デバイス&ストレージ、近く募集）
"	フタバウェディング	120人程度（10月26日~11月15日）
8月	シライ電子工業	60人程度（9月7日~25日）→71人応募
"	クックピズ	50人程度（8月17日~9月16日）→63人応募
"	ワールド	約200人（9月14日~9月30日）
"	チーム二	100人程度（8月13日~26日）→152人応募
"	武田薬品工業	人数は非公表（国内部門、9月28日~10月16日）
"	夢展望	15人程度（9月14日~10月2日）
"	テクセリアルズ	50人~100人程度（9月14日~11月30日）
"	河西工業	300人程度（9月7日~18日）
7月	ペッパーフードサービス	200人程度（7月6日~7月31日）→183人応募
"	ミツバ	500人程度（8月24日~9月11日）→549人応募
"	タツミ	30人程度（8月24日~9月11日）→19人応募
"	日本ケミファ	30人程度（8月7日~8月28日）→42人応募
"	三菱自動車	500~600人程度（間接部門で実施予定）
"	シチズン時計（2）	550人（子会社のシチズン時計マニファクチャリング、10月14日~11月18日）
6月	レオパレス21	約1000人（6月22日~7月31日）→1067人応募
"	フレンドリー	110人程度（6月中旬以降一定期間）
"	三共生興	約30人（7月20日~31日）→28人応募
"	第一商品	100人（6月23日~7月10日）→140人応募

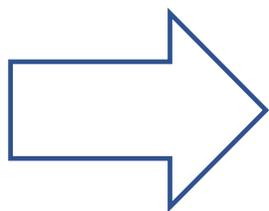
"	ダイヤモンドエレクトリックHD	150人程度（8月3日~26日）→165人応募
"	ラオックス（2）	250人程度（7月1日~31日）→114人応募
5月	さいか堂	120人程度（6月下旬）→108人応募
"	東京製綱	中国・常州工場を対象、5月11日から実施
"	ばど（2）	追加募集70人程度（5月28日~6月3日）→73人応募
"	ばど（1）	100人程度（5月14日~20日）→105人応募
"	オーミケンシ	全従業員を対象に勇退勧奨（10月末日退職）
"	リズム	8月に募集（人員規模は未定）→92人応募
"	レナウン	300人程度（6月4日~11日）→約180人
"	タッチエス	250人（7月20日~8月7日）→232人応募
"	岡本納子	20人弱（6月1日~17日）→18人応募
4月	簡清堂	240人程度（6月15日~7月3日）→230人応募
3月	東海染工	20人程度（3月9日~16日）→14人応募
"	ユニバース	200人程度（3月中~7月末）→130人応募
"	HANATOUR JAPAN	30人程度（3月24日~30日）→24人応募
"	日本ケミコン	100人程度（4月10日~30日）→157人応募
2月	芝浦機械（旧東芝機械）	200~300人規模（3月中旬~7月29日）→252人応募
"	シチズン時計（1）	200人程度（子会社のシチズン電子など2社で）
"	サッポロHD	定めず（5月1日~7月10日）→51人応募、10月1日~12月10日）
"	ラオックス（1）	160人程度（2月17日~3月6日）→111人応募
"	NISSHA	250人程度（4月28日~5月15日）→268人応募
"	三井E&S HD	200人（6月1日~15日、千葉工場での造船事業終了に伴う）→？
1月	シオマテック	40人（2月3日~3月2日）→？
"	リョーサン	80人程度（2月3日~14日）→82人応募
"	嘴ブレーキ工業	200人（2月24日~3月23日）→154人応募
"	片倉工業	100人程度（3月9日~19日）→138人応募
"	佐島電機	60人程度（3月18日~31日）→46人応募

昨年1年間
より10社
多い

M&A Online
2020/10/2

コロナ禍での監査役監査の最重要事項

監査手続の実施に制約がある



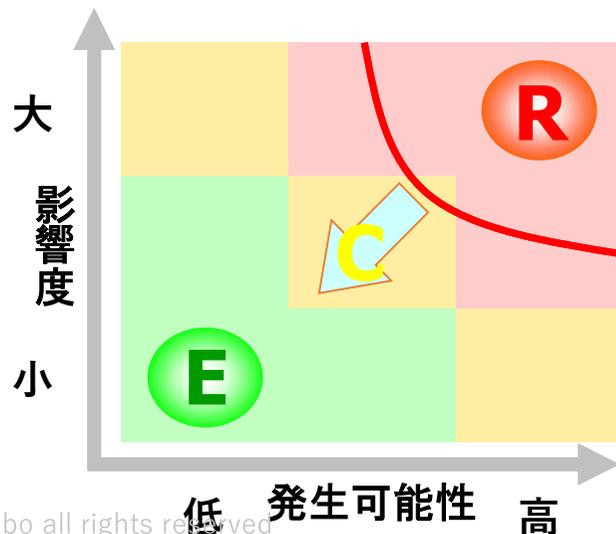
リスク監査のアプローチの徹底



監査リスクの高い領域に対して重点的に時間を使う

事業リスクの見直し

- 事業環境が変わるため、事業リスクを見直す
 - リスク管理部門が毎年、事業リスクの見直しを行っているはず
 - これを実施していない場合は、監査役、内部監査部門が実施する
- 事業リスクの評価を行う
 - 重要度と発生頻度で評価する
 - 一般的には表形式でまとめる会社が多い
 - 考え方は次のとおり



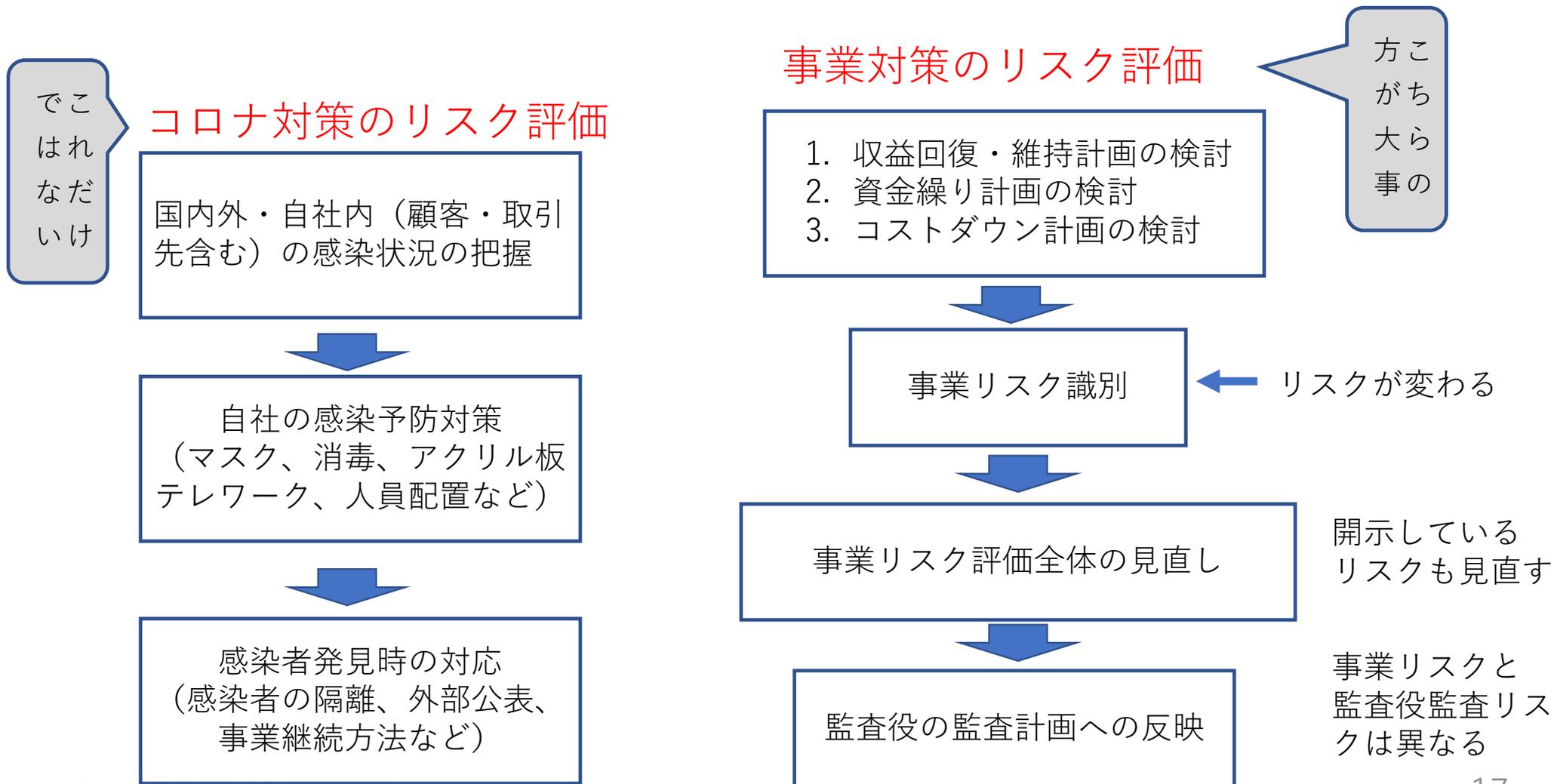
$$R - C = E$$

R	(Native) Risk	発生可能性と影響度が変化する、ビジネス戦略・目標達成の障害となる事態すべて
C	Control (Cost)	4つのリスク戦略※のうちリスクを軽減、共有の実施、あるいは受容することにより、結果としてリスクの発生可能性や影響度を、許容レベルまでは是正または削減する行為。
E	Exposure 残存リスク	コントロール実施後に残存するリスクにビジネス戦略・目標がさらされていること。

事業リスクと監査役監査リスク

- 事業リスク・・・経営を「失敗」するリスク
 - 失敗＝事業計画未達成だけでなく、コンプライアンス（広義）違反も含む
- 監査役監査リスク・・・監査役監査を「失敗」するリスク
 - 失敗とは
 1. 監査役等監査報告書に記載したことが間違っていた
（批判的機能＝法律が求める）
 2. 事業リスク対応への適時・的確なアドバイスができなかった
（指導的機能＝社会の期待、事業リスク発現の予防）
 - 監査役監査リスク軽減策
 - リスクアプローチを採用（監査リスクの高い領域に重点的に時間を使う）
 - 使える人は使う（内部監査、経理部門、会計監査人、外部専門家など）

監査役の監査計画へのコロナ関連リスクの反映



コロナ禍での監査役監査

新型コロナウイルス感染症で三現主義での監査（リアル監査）が困難になっている中での監査役監査はどうすべきか？

コロナ禍での懸念事項

懸念事項	具体例
監査の制限（監査役等、監査法人、内部監査）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地・現場での監査の実施に制約、リモート監査による監査・監視不足
不正リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者による売上高、利益の過大計上 ・ 監査・監視不足による役員・従業員不正
労務リスク（テレワーク、自宅待機、人員削減による）	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークによる勤務管理 ・ 減給・人員削減によるコンプライアンス・リスク
セキュリティ・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内不正・端末紛失・サイバー攻撃による情報漏洩
業績不振対策からのリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業、M&Aによる事業・コンプライアンスリスク
資金不足による事業継続の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達の失敗による企業破綻 ・ 継続企業的前提（GC）に関する注記の検討

コロナ禍における監査役監査（整理すると・・・）

- 監査役監査手続の制約
 - 事業年度当初から感染拡大してきている
 - テレワーク、出張制限により本社以外の事業所・子会社への往査ができない可能性あり
 - 往査に代わる代替手続を検討する
 - 監査報告書の記載を検討する
- 監査役監査の新たなリスク
 - 感染予防・感染発覚時対応リスク
 - テレワークに伴う情報漏洩等のリスク
 - 業績不振対策に伴うリスク
 - M&A、新規事業
 - 資金調達
 - 労務リスク
 - テレワーク（勤怠管理）
 - 人員削減、給与カット
 - 会計監査人監査の相当性判断

監査役監査手続の制約

リモート監査の実施

リモート監査

- リモート監査の種類

- オンライン会議システムの利用
- 電子媒体による文書の査閲
- オンライン現場視察

- 欠点

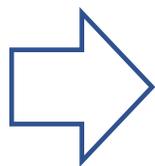
- 本音が聞けない、顔色が読めない、会食ができない
- 電子媒体は容易に偽造可能（原本でないとな法的な証拠力がない）
- カメラによる現地視察（在庫、設備）の場合、部分だけで全体像がつかみにくい

- 証拠力の妥当性検討

- 証拠力は弱いとしても、監査リスクを受け入れ可能か
- 監査報告書に「監査手続の制限」を言及するか

リモート監査1：オンライン会議

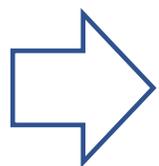
- オンライン会議で実施できる監査手続
 - 随時に報告を受け、説明を求め、質問する
 - 定例会議に出席（取締役会、監査役会、その他の重要会議）
- オンライン会議では実施できない可能性がある監査手続
 - 監査役監査報告書の記載事項
 - 情報の収集（主に非公式な手段による）
 - 意思疎通
 - 重要な決裁書類等を閲覧（画像では困難、電子媒体で査閲一次ページ）
 - 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました（往査を前提とした監査手続）



- 監査環境の整備：いつでもオンライン会議を自ら設定ができるようにしておく
- 平時でも、監査役等には待っていても情報は入ってこない
- オンライン会議で実施できないことは少ないはず

リモート監査2：電子媒体による文書の査閲

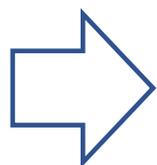
- 紙媒体の契約書等の文書はPDF等の電子媒体に変換する
- 文書の電子化が遅れている会社は、そもそもDX(デジタルトランスフォーメーション)対応が遅れているので、その点も指摘事項になりうる
- 電子媒体への変換が必要な場合は、監査補助者が現地で変換作業することもできる
- 重要文書は、原本との照合が必要
 - 監査補助者が現地でまとめて、原本との照合を行うと効率的
- メールでのファイルの受送信はリスクが高いため、共有フォルダーか、電子文書管理システムを使う



- 「書類等の閲覧」はパソコンでできる
- 紙書類の閲覧は個室（自宅）でできる
- 感染予防しつつ監査手続の実施ができる

リモート監査3：オンライン現場視察

- オンライン会議システムを使って、事業拠点の在庫、工場設備なども見て、説明を受け、質問する
 - 例：スマホのカメラを利用、又はPCをリュックに入れカメラ・マイク・スピーカー（イヤホン）を外付け
 - 監査補助者が現場で実況中継する方が、高い証拠力が得られる
 - 現場の見取り図を事前に入手し、撮影の位置が分かるようにする
- 監査対象
 - 工場設備などの固定資産（不具合箇所、遊休設備など）
 - 棚卸資産（保管状況など、実地棚卸の立会）



会議室間のオンライン会議に加えて、この監査手続を実施すれば、「本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました」により近い状態になる

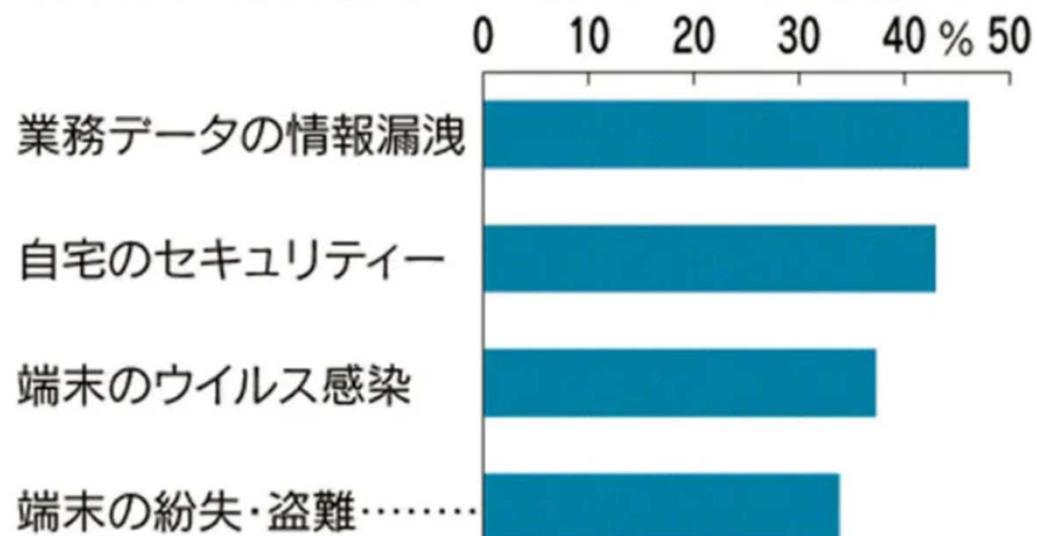
新たなリスクへの対応

テレワークに関わるリスクと
その対応

在宅環境のセキュリティ

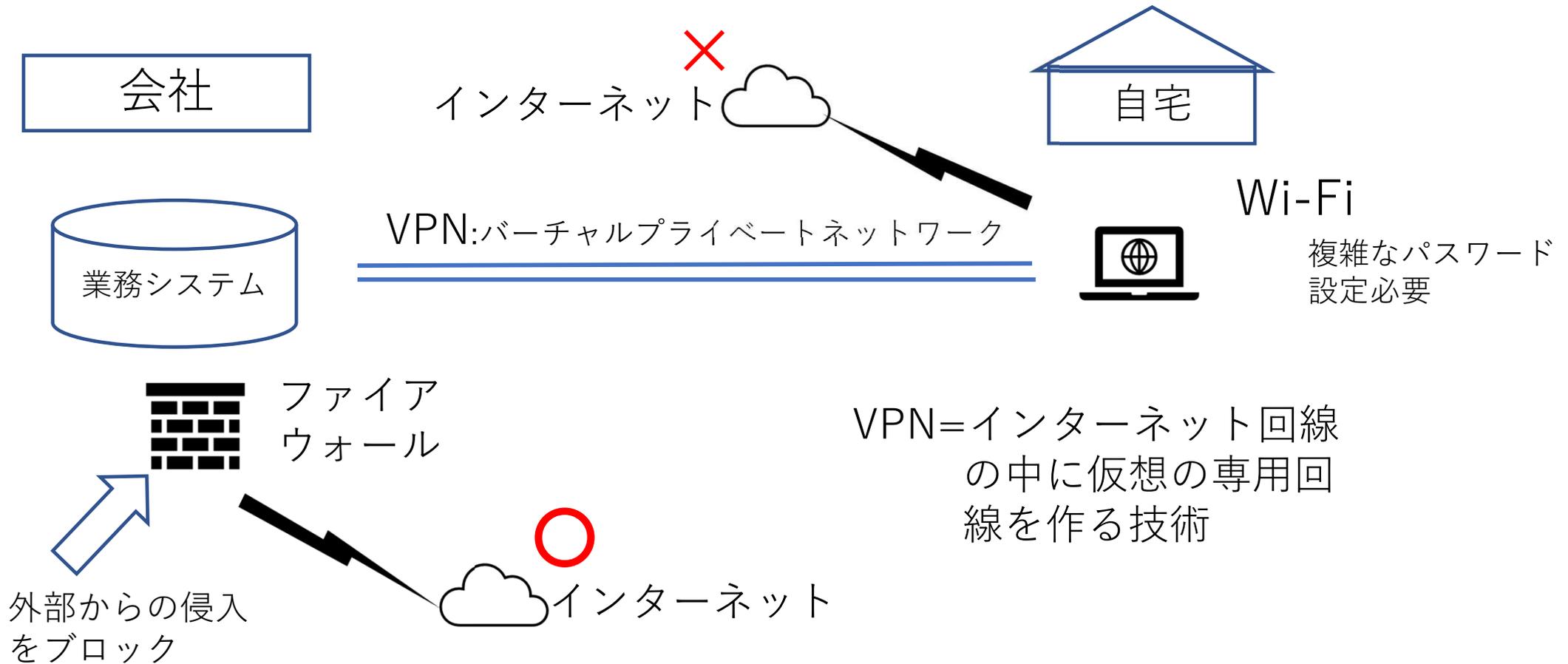
在宅環境のセキュリティー対策は遅れている

在宅環境のセキュリティーの懸念



(注)パロアルトネットワークス調べ。複数回答で上位を抜粋 (2020年6月12日公表)

VPNのイメージ

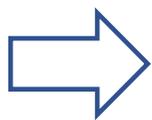


在宅勤務ーセキュリティ対策

- リモートアクセスにはVPN利用、それでも懸念あり
 - 会社システムへのリモートアクセスには、VPN（仮想私設網）が多く使われる
 - 2019年9月に複数のVPN機器にセキュリティー上の欠陥が発覚した。これを修正（パッチ）しないと不正アクセスされる可能性がある（修正してもダメかも）
- パソコン対策
 - 私用パソコン使用禁止、セキュリティ対策をした社用リモート専用パソコンを使わせる
 - 私用パソコンを使う場合は、データが保管できない仕組みの導入
 - 帰宅途上で紛失、自宅で盗難、車上荒らし
 - 会社のパソコンを私用に利用し、情報漏洩
 - USBから情報漏洩防止（USBの無効化）
 - Dropboxなどの誰でもアクセスできるクラウドでのデータ保管はしない
 - メールのお添付ファイルは暗号化（パスワード付）
 - Thin Client化・・・パソコンにデータを保存しない、データはすべてサーバー保管
- モバイル機器（スマホ、タブレット）対策
 - 私用端末を社用に使わせない
- オンライン研修

VPNの暗証番号が流出

- 日立化成や住友林業など国内の**38社**が不正アクセスを受け、テレワークに欠かせない社外接続の暗証番号が流出した恐れがあることが分かった。第三者が機密情報を抜き取ったり、ウイルスをばらまいたりする**2次被害**が予想される。事態を重く見た内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）も調査に乗り出しており、企業は対策が急務となっている。
- 漏洩したのは、**VPN**（仮想私設網）と呼ばれる接続サービスの利用情報だ。**VPN**は通信データを暗号化し、社外から業務システムに接続する際などに使う。実際の専用線を敷設するより導入コストが安い**ため**、多くの企業が社員の在宅勤務などに役立てている。
- **NISC**（内閣府サイバーセキュリティセンター）によると、**8月中旬**に犯罪サイト上で、世界**900社超**の**VPN**情報がやり取りされていることを確認。詳細を調べたところ、このうち**38社**は日本企業だったことが分かった。（日経**2020/8/24**）



サイバー攻撃を受け、暗証番号が盗み取られたものと考えられる
社内サーバー・PCからとは限らず、テレワークPCからかもしれない

最近のサイバー攻撃

- ホンダへのサイバー攻撃（2020年6月）
 - ランサムウェア（EKANS）による標的型の攻撃
 - ラインが止まって出荷停止。工場の全システムが止まったというより、ラインの検査PCやオペレーターの作業端末が停止したため、一時的にラインを止めた
 - 拠点によっては数日で業務が復活していることから、2017年の教訓が生かされているようにも見える。
 - ホンダの設計データが抜かれた可能性は低い
- セブンペイ（2019年7月） ・ ドコモ口座（2020年9月）
 - セブンペイ：アプリ決済をリリース直後に不正ログインの被害、9月にサービス終了
 - 地方銀行、ゆうちょ銀行でドコモ口座をなりすましで開設し、預金引き出し
- 過去には・・・ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント(SPE) 事件（2014年11月）
 - 流出した情報：従業員や、その家族の個人情報（社会保障番号および医療情報含む）、従業員の間の電子メール、会社の役員の報酬についての情報、それまで未公開であったソニー映画のコピーや他の情報

(参考) 標的型攻撃

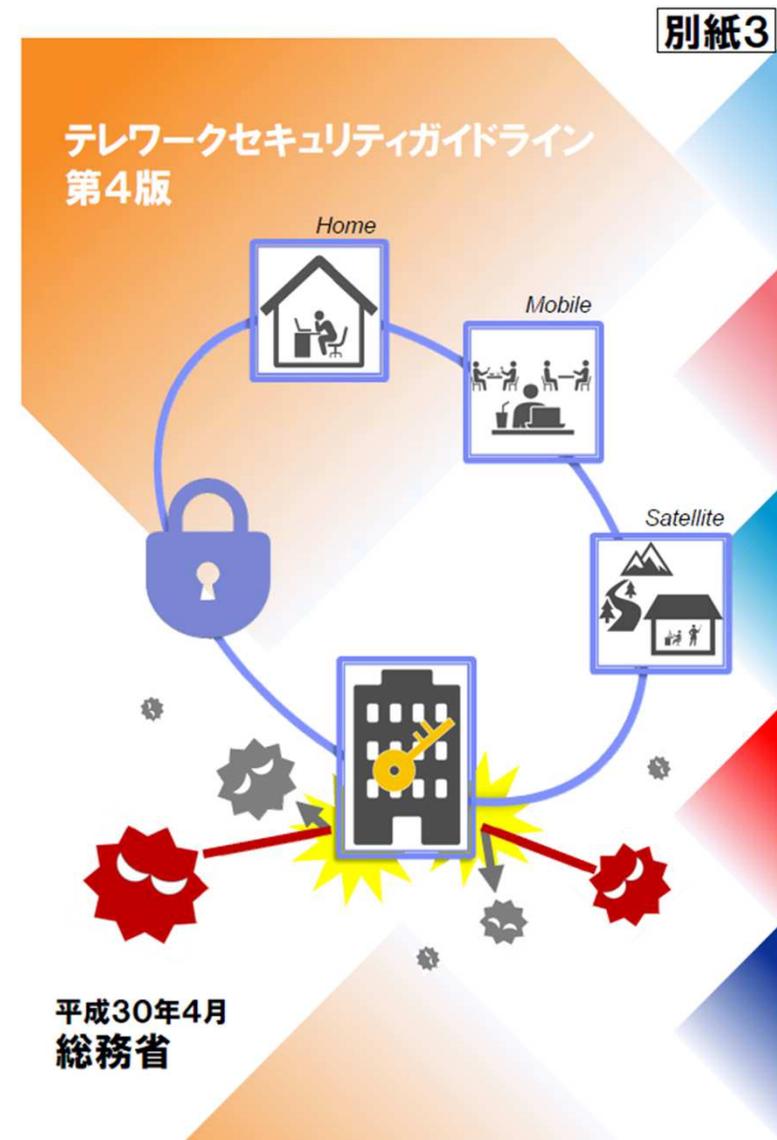
- フィッシングメール - phishing
 - おとりメールでID, パスワードを詐取
- APT攻撃 - Advanced Persistent Threat
 - 高度・持続的な攻撃の総称
- DoS攻撃/DDoS攻撃 (Distributed) Denial of Service
 - 特定のサーバーにアクセスを集中させる
- ゼロデイ攻撃
 - 未発見のアプリの脆弱性への攻撃
- SQLインジェクション
 - ウェブサイトに不正なSQL (プログラム) を投入

監査手続ーテレワークのセキュリティ対策

- 現状を聴取
 - テレワークの現状の把握（利用するPC、在宅で利用するシステム、VPN利用など）
 - セキュリティ対策の把握
- 外部専門家の利用しているか
 - 情報システム部門がセキュリティ専門家を利用して、定期的なセキュリティ診断を実施しているか
 - 専門家の診断結果に基づく対応策の実施状況を確認すること
- 内部監査の監査計画に含める
 - 内部監査の一部アウトソーシングも検討する
- 参考資料：テレワークセキュリティガイドライン 第4版（総務省）2018/4

参考資料：テレワークセキュリティガイドライン 第4版
(総務省) 2018/4

テレワーク端末に会社データを保存しない方を推奨

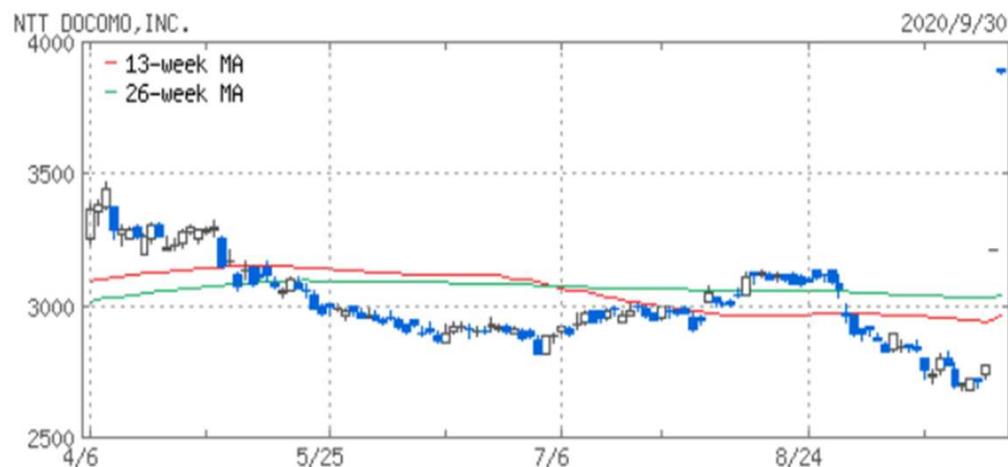


新たなリスクへの対応

企業買収と新規事業

NTTグループ、分離から再結集 ドコモに**4.2兆円TOB**

- NTTは29日、上場子会社のNTTドコモを完全子会社化すると正式発表した。買収総額は約4兆2500億円と国内企業へのTOB（株式公開買い付け）で過去最大となる。ドコモ分離から28年がたち携帯市場でのシェアが低下、NTTグループの地盤沈下が懸念されていた。日本の通信技術を底上げし次世代規格で世界標準を狙う。グループ再結集は独占企業体のNTTを分割し競争を促してきた通信政策の転機となる。（日経2020/9/30）
- NTTドコモの株価



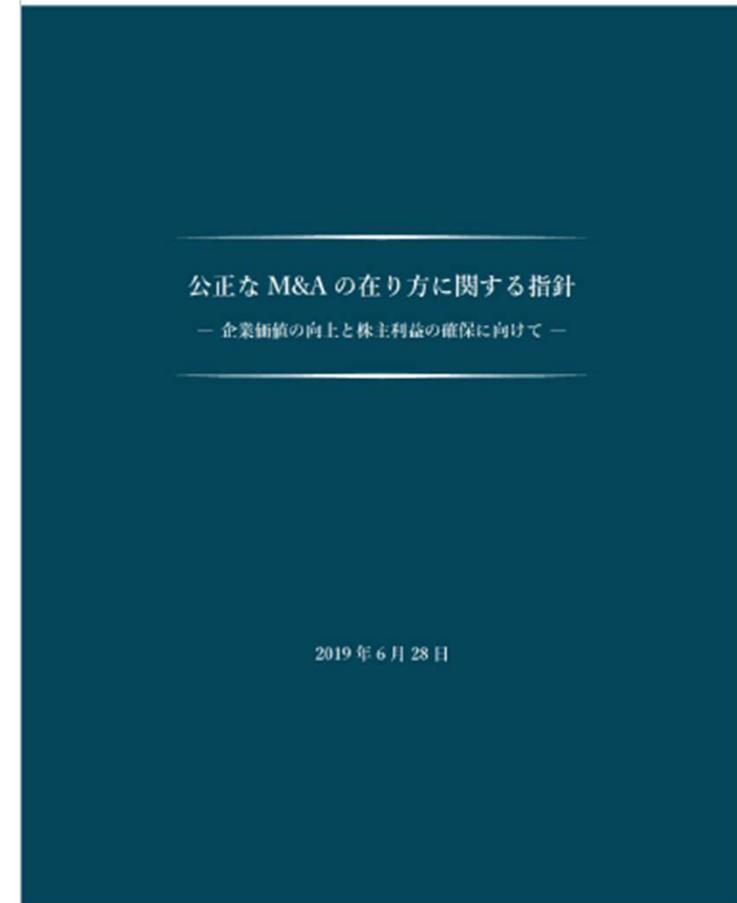
Yahoo ファイナンス

その他の買収発表

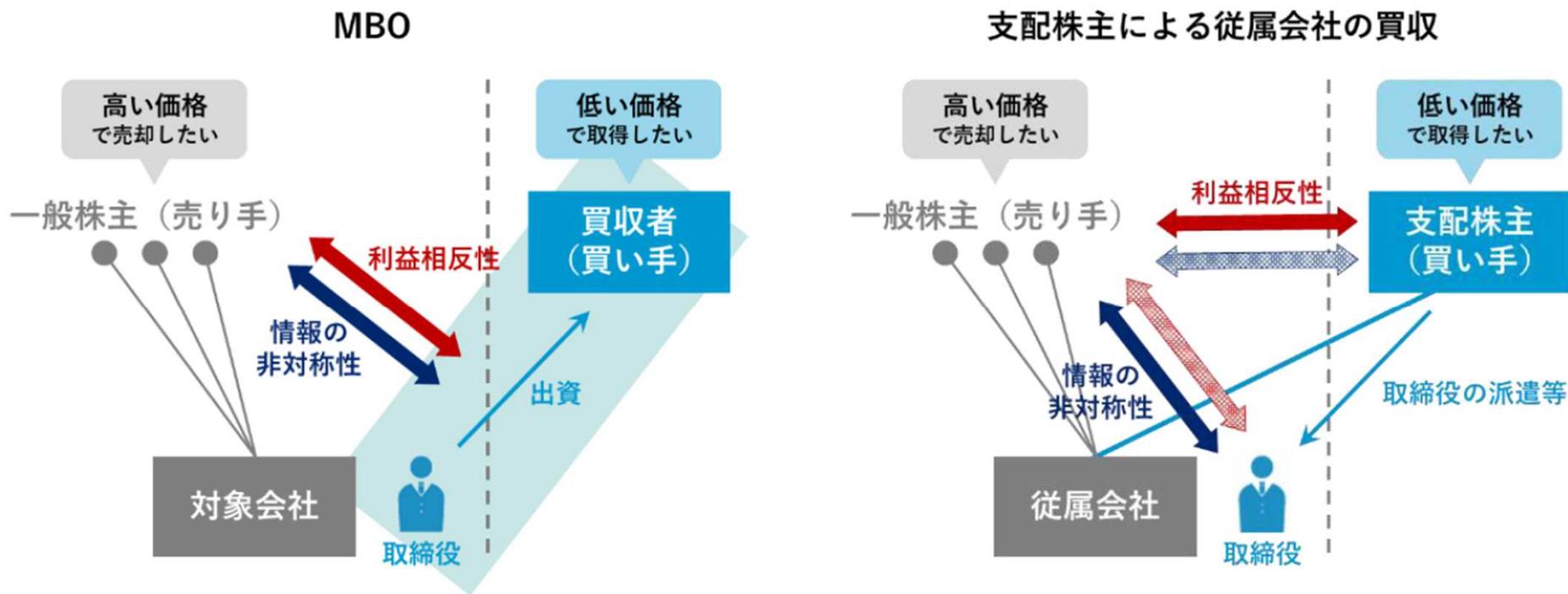
- 2020年10月 DCMホールディングスが島忠をTOB 1600億円
- 2020年8月 セブン&アイが米3位のコンビニエンスストア「スピードウェイ」買収約2.2兆円
- 2020年6月 アークランドサカモトがLIXILビバ
- 2020年5月 ベインキャピタルが買収がニチイ学館（MBO）

公正なM&Aの在り方に関する指針（2019年6月28日）

- MBO指針（2007年9月4日）の見直しの要否とその方向性について、公正なM&Aの在り方という観点から検討
- MBOおよび支配株主による従属会社の買収を対象とする
- 我が国のベストプラクティスを提示
- 被買収会社において、特別委員会（社外取締役、社外監査役）を設置し一般株主の保護を図る
- 親会社による上場子会社買収（完全子会社化）一方法例：
 - TOBにより一般株主から株式取得
 - 持分2/3まで取得したら、臨時株主総会を開催し、株式併合を行い、売却に応じない株式を端株にし、強制取得（スクイーズアウト）



MBO および支配株主による従属会社の買収における利益相反問題と情報の非対称性



企業買収と新規事業への監査手続

- 業績不振の会社・事業の買収
 - 買収効果の妥当性検討
 - DD(デューディリジェンス)の計画、実施状況、実施結果の確認
 - 財務DDだけでなく、事業DD、人材DD、システムDD、事業DD、技術DD、法務DDなども実施する
 - 買収ありきで、後付けの形だけのDDは厳禁
 - DD各段階での意思決定の妥当性検討
 - 取引価格の妥当性検討
 - PMI（買収後の一体化）計画の妥当性検討
 - PMIは日本企業の不得意分野
- 業績不振事業の売却
 - 取引価格の妥当性検討
 - 人材、システム、情報の切り離し計画の妥当性検討
- 業績不振対策として新規事業を開始
 - 定款変更、事業計画、システム開発、人材募集、コンプライアンスなどを検討

会計監査の相当性の検討

適正意見を表明した会計監査人の相当性評価を監査役会が
どのように行えばよいか？

(1) 相当性判断のための基礎知識

相当性判断のための監査役監査手続

- 会社計算規則127条第2項（監査報告の内容）
 - 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときは、その旨及びその理由
 - 規則上は、相当と認めるときは「相当である」記載は不要のように読めるが、
 - 日本監査役協会ひな型では「会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます」
- 監査役監査基準
 - 次の3つの手続で相当であるかについて判断する
 - 第31条 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認
 - 第32条 会計方針の監査
 - 第33条 計算関係書類の監査
- 監査業務支援ツール（日本監査役協会）
 - 「会計監査人監査の相当性判断」に関するチェックリストが用意されている

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認

- 会社計算規則第131条第1項

- 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。

1. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

- 例：監査先の株式保有禁止（二親等以内親族含む）、監査法人としての定期的なチェック体制

2. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

- 例：監査法人の受注承認体制（監査リスクの高い受注はしない）

3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

- 例：監査マニュアルの整備、社内研修、監査調書のレビュー、審査体制、相談窓口

監基報260 監査役等とのコミュニケーション

監査法人が遵守しなければならない監査基準の一部である（監査基準委員会報告書）にも次のように記載されている

- 《(5) 品質管理のシステムの整備・運用状況》（A29 項からA31 項参照）
- 16. 監査人は、少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、**監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要**を監査役等に書面で伝達しなければならない。これには、**規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれる。**
 - 公認会計士法上の大会社等の監査
 - 会計監査人設置会社の監査
 - 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

会計監査人からの報告

- 監査及び四半期レビュー計画概要書 . . . 当期はKAM記載予定事項が含まれる
- 四半期レビュー経過報告書
 - (第1四半期から第3四半期まで)
- 期末監査結果報告 (会社法)
- 期末監査結果報告 (金商法)

監査上の主要な検討事項 . . . KAM (Key Audit Matters)

- 金商法の監査報告書に言及する、会社が開示していない情報は書けない
- 会社法の監査報告書への記載は任意

特別な検討を必要とするリスク . . . 財務諸表監査における不正 (監基報240)

- 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク、収益認識には不正リスクがあるという推定する

その他の重点領域など

- 特に定義なし

(2) コロナ禍での相当性判断における留意事項

コロナ禍での監査法人による監査

- 緊急事態宣言下 原則在宅勤務
- 緊急事態宣言解除後 一定程度在宅勤務
- 監査手続の特徴
 - オンライン会議システムで、関与先・監査チームとのミーティング
 - 帳票、証憑書類をメール・共有フォルダーで入手
 - PDFの証憑（契約書、領収書など）を利用したときは、重要なものは現物との照合をまとめて実施
 - 債権債務残高の確認状を省略 郵便の発送・受取が在宅ではできないため、リスクが低く、代替手続により満足できる場合のみ
 - 実地棚卸立会 期末日以外に実施または代替手続（入出庫記録の検証）
 - 減損 将来の状況については一定の仮定を置いて見積り

日本公認会計士協会

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項

2020年3月18日から6月30日に次の留意事項を会員宛に発出

- その1
 - ▶ 実地棚卸、残高確認、電子証拠など、内部統制監査、監査スケジュール
- その2
 - ▶ 不確実性の高い環境下における監査上の留意事項
- その3、その4：
 - ▶ 有報提出期限延長、操業・営業停止中の固定費等など
- その5
 - ▶ 除外事項付意見、経営者確認書
- その6
 - ▶ 固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、追加的な情報開示、継続企業の前提

(1) 会計上の見積りの監査

- 不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある（企業会計基準委員会、ASBJ）
- 最善の見積りを行う
- 財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示
- 会計上の見積りの合理性の検討
- 監査報告書に強調事項を記載検討
- 追加的な開示
 - 四半期決算において新型コロナの今後の広がり方や収束時期等の仮定を開示
 - 上記の重要な変更したときは、その開示
 - 上記の重要な変更を行っていない場合も、場合によって開示
- 事例：
 - 近鉄グループホールディングス
 - 翌連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症による影響が6月頃まで継続し、その後回復に向かうものと仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております（2020年3期有報）
 - 藤田観光（次ページ参照）

コロナ関連 開示事例

- 藤田観光

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響については2020年12月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっております。

▶ 現金預金残高：前第2四半期 34億円、当第2四半期 128億円（借入により調達）

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
売上高	33,605	12,615
売上原価	31,564	21,046
売上総利益又は売上総損失(△)	2,040	△8,431
販売費及び一般管理費	※1 2,193	※1 1,724
営業損失(△)	△153	△10,156

(2) 資産の評価

- 固定資産の減損
 - 減損の兆候（例：2年連続営業損失）を把握しても、必ずしも四半期会計期間ごとに市場価格の算定は不要
 - 四半期レビュー手続は質問と分析的手続による。適正に表示していない事項が存在する可能性が高い又は疑義がある場合、追加手続を実施する
- 繰延税金資産の回収可能性
 - 繰延税金資産 = 例：過去の有税償却（減価償却、貸倒損失） \div 前払い税金
 - 繰延税金資産は、将来に税務上の損金として認められることにより解消（回収）される
 - 課税所得がないと税務上の損金計上できない
 - よって、新型コロナによって課税所得がマイナス \Rightarrow 繰延税金資産が回収されない可能性あり

(3) 継続企業の前提に関する注記

• 継続企業の前提

▶ 継続企業の前提に関する注記が必要な場合とは

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合
- かつ、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき
- 重要な疑義を生じさせる事象例：
 - 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
 - 債務超過
- これまで黒字の会社が新型コロナにより業績悪化する程度では通常「重要な疑義」に該当しないが、資金残高が急減する場合は要注意
- 過去より業績不振の会社が、今期から注記を記載することになる可能性が高い

10/1 (木) の注意銘柄

継続企業注記銘柄

合計58社

銘柄	コード	発表日	備考
クレアホールディングス	1757	2010/2/12	
REVOLUTION	8894	2010/2/12	テラ
新都ホールディングス	2776	2011/3/18	中村超硬
桂川電機	6416	2012/5/18	オルトプラス
ガーラ	4777	2012/11/14	アマガサ
ニッコー	5343	2013/5/17	燦キャピタルマネージメント
アジア開発キャピタル	9318	2014/5/20	ばど
アプリックス	3727	2015/11/11	ピクセラ
ソフトフロントホールディングス	2321	2016/1/29	ジャパンディスプレイ
石垣食品	2901	2016/1/29	五洋インテックス
オンキヨー	6628	2016/2/12	スリー・ディー・マトリックス
倉元製作所	5216	2016/11/14	テーオーホールディングス
キムラタン	8107	2017/2/10	FHTホールディングス
ゼネラル・オイスター	3224	2017/2/14	ユー・エム・シー・エレクトロニクス
ビットワングループ	2338	2017/4/28	
小僧寿し	9973	2017/8/14	東京ボード工業
フルッタフルッタ	2586	2018/5/18	
省電舎ホールディングス	1711	2018/8/10	
大塚家具	8186	2018/8/14	
文教堂グループホールディングス	9978	2018/10/12	

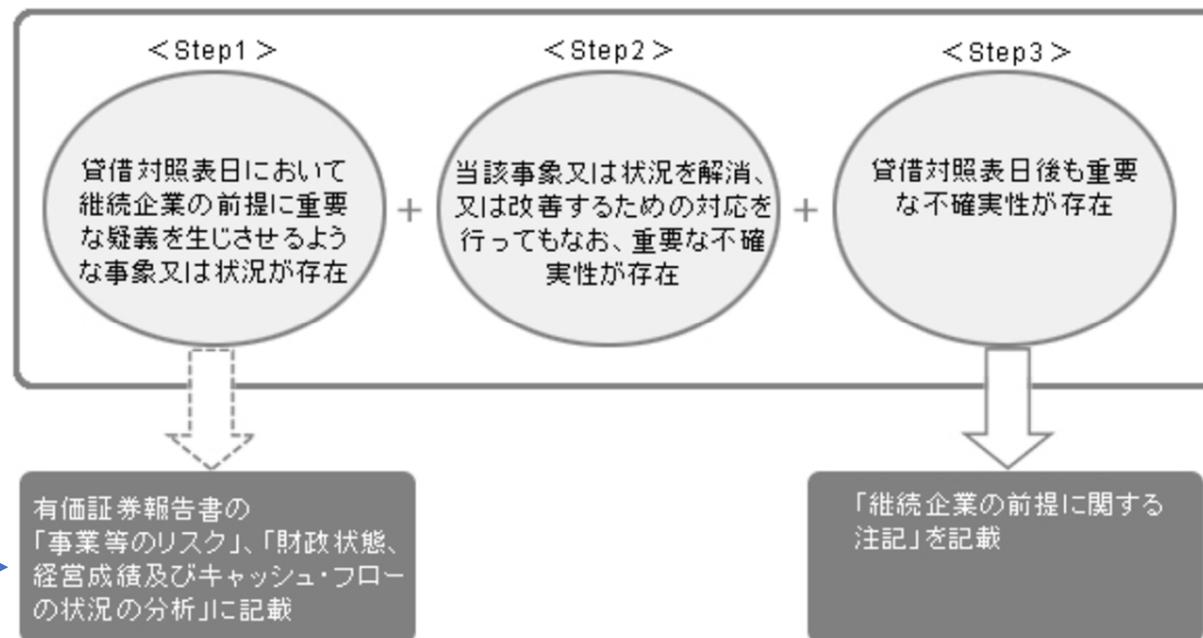
2020年1月以降に公表した会社 (22社)

サマンサタバサジャパンリミテッド	7829	1/10
アサヒ衛陶	5341	1/20
enish	3667	2/13
レッド・プラネット・ジャパン	3350	2/14
ペッパーフードサービス	3053	3/25
ダブル・スコープ	6619	3/27
田谷	4679	4/30
グローバルダイニング	7625	4/30
アーキテクト・スタジオ・ジャパン	6085	5/14
海帆	3133	5/15
THEグローバル社	3271	5/15
ウィルソン・ラーニングワールドワイド	9610	5/26
ワイズテーブルコーポレーション	2798	6/12
フレンドリー	8209	6/12
ジェイホールディングス	2721	6/16
玉井商船	9127	6/25
ヴィア・ホールディングス	7918	6/26
サンデンホールディングス	6444	6/30
佐渡汽船	9176	7/10
鉄人化計画	2404	7/15
GFA	8783	8/13
アマナ	2402	8/14

6月は6社

(参考) 継続企業の前提に関する注記 1/2

- 継続企業の前提 (going concern) は会計公準
- 会社が破綻するという警告ではない
- 継続企業の前提が崩れる可能性があるが、継続企業の前提に基づいて決算をしたという情報
- 継続企業の前提に「重要な疑義」+その解消・改善に「重要な不確実性」=注記必要
- 継続企業の前提に「重要な疑義」あり=事業等のリスク+MD&Aに記載

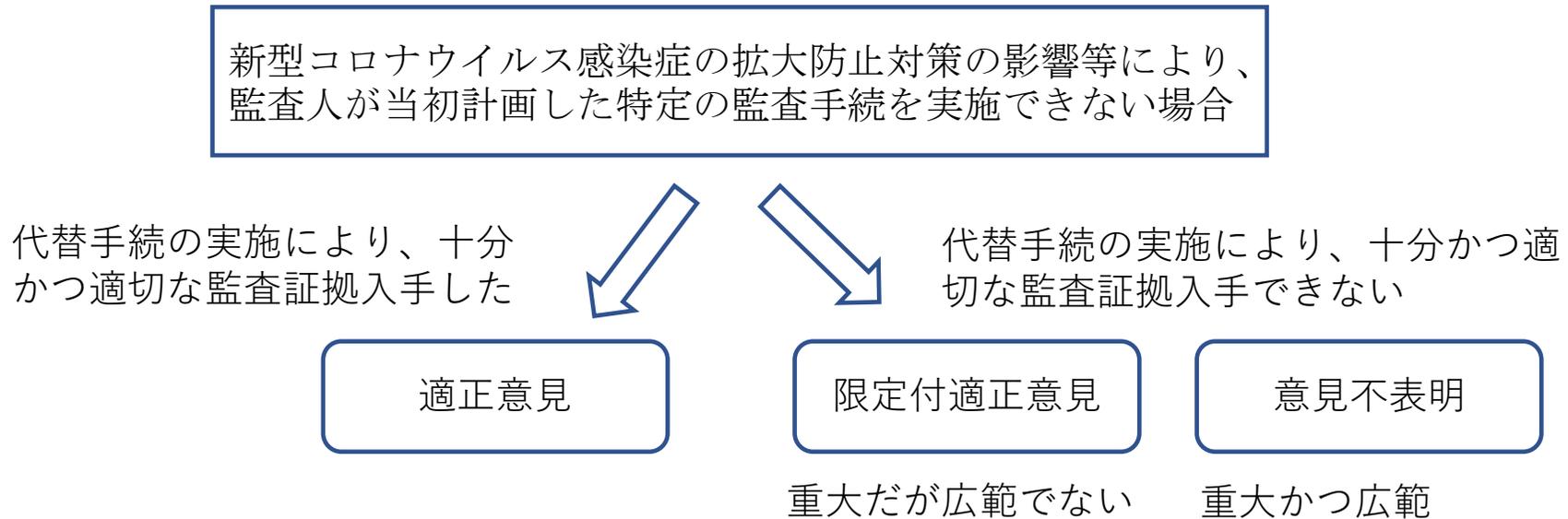


この場合は、
監査報告書にも
言及される

(参考) 継続企業の前提に関する注記 2/2

- 会計公準 (accounting convention) . . . 会計基準(accounting standards)の前提となるもの
 - 企業実体の公準
 - 継続企業の公準
 - 貨幣価値評価の公準
- 有報作成ルール
 - 規則第8条の27に規定する継続企業の前提とは、「監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。
(財務諸表等規則ガイドライン8の27-1)
- 監査基準
 - 第三 実施基準 一 基本原則
 - 6 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない
- 日本では、本来、会計基準に規定すべきことが、監査基準に規定されている
 - 国際会計基準 (IFRS) では、「経営者は企業が継続企業として存続する能力があるかどうかを検討しなければならない。」 (第1号「財務諸表の表示」)
 - 米国の会計基準 (FASB)も2014年から会計基準としている
 - 日本基準だけが取り残された状況

(4) 除外事項付意見（監査範囲の制約）



内部統制監査

やむを得ない場合は、内部統制報告書に「なお、連結子会社である××株式会社は、新型コロナウイルス感染症のため・・・評価範囲に含めていない。」と記載（評価範囲の制約）

監査役監査手続・監査範囲の制約 監査報告書への記載

監査手続の制約についての記述

- 監査の方法及びその内容
 - 会社法施行規則第129条第1項第1号、会社計算規則第128条第2項第1号
 - 旧商法では監査の方法の「概要」の記載が求められていたが、会社法では「概要」ではなく、実際に行った監査について、より具体的な方法・内容の記載を要することに留意すべきである（監査役監査報告書ひな型 注6）
- 会社法施行規則 第129条第1項四号、会社計算規則第127条第5項
 - 「監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由」を監査報告書に書く
- 監査報告書の記載場所
 - 監査の方法及びその内容
 - 実施した方法・内容を具体的に記述
 - コロナ禍で実施出来なかったことも書くことが望ましい
 - 監査の結果
 - 監査の結果に影響を与えるような「監査範囲の制約」について記述

「監査の方法及びその内容」への記載の例示

- 「本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。」（ひな型）
 - 「本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。」に変更することも考えられるが、
 - 「なお、XX期事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大のため主要な事業所のうちXXXへの訪問は行うことができなかったため、電子媒体での文書の査閲及びオンライン会議システムによる面談等の代替的な監査の方法を採用しました。」を追記することが望ましい。
- 「また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社及び主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。」（パナソニックの事例）と記載している場合は、
 - 「なお、XXX国における子会社については、新型コロナウイルス感染症拡大阻止のため入国禁止等の措置がとられていることから、電子媒体での文書の査閲及びオンライン会議システムによる面談等による代替的な監査の方法を採用しました。」を追記する。
 - すべての子会社への訪問を省略したときは「またその本社及び主要な事業所を訪問し、」を削除し、オンライン会議システム等の利用について追記する。

「監査の結果」への記載の例示

- 「監査の結果」に記載するのは
 - 十分かつ適切な監査証拠の入手ができたとしたら、監査の結論に記載するレベルの重要な問題になる可能性がある場合
 - 事業報告等、取締役の職務の執行、内部統制システム、会計監査人監査の相当性など、それぞれについて記載することになる
 - これまでの事例では、事実がある程度明確であれば、「・・・が判明しました」「・・・との報告を受けております」として、監査手続が実施できなかったことにしないケースが多いと思われる
- 記載例（監査手続の制約が監査の結果に影響する場合）
 - 「取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は以下を除いて認められません。
海外子会社Aに関して、x x xに関する重大な不正行為が発覚したとの報告を受けましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当該国への渡航が禁止されており、かつ、電子媒体による文書の査閲やオンライン会議等の代替手続によっても必要な調査を実施することができませんでした。」

(参考) 会計監査の監査報告の場合

日本公認会計士協会

監査基準委員会報告書705 パラグラフA1

除外事項付意見を表明する原因の性質	除外事項付意見を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものかどうかという監査人の判断	
	重要だが広範でない	重要かつ広範である
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定意見 (限定付適正意見)	否定的意見 (不適正意見)
十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性がある	限定意見 (限定付適正意見)	意見不表明

監査役監査報告に意見不表明があるとしたら・・・

- 取締役の不正行為が「重要かつ広範」であり、それに関して十分かつ適切な監査証拠が入手できなかったとき
- 「不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無に関する監査の結果を述べることはできません。」

監査範囲の制約

日本フォームサービスの事例－2019年9月期（1）

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

はじめに、2019年6月21日付「第三者委員会の報告書全文開示に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ再発防止策の提言等を受け、過年度決算を訂正いたしました。また、同委員会の調査報告により取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如及び内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の欠如など当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。

上記のとおり、当事業年度における監査役及び監査役会の期中監査は監査機能の欠如により実施されていませんでした。

当監査役会の監査役花岡淳文、瀬山剛、井上明子は2019年9月26日の臨時株主総会における前監査役全員の辞任により監査役に就任いたしました。その就任以前の監査につきまして当監査役会は十分な監査根拠が得られておりませんが、第三者委員会からの提言を真摯に受け止め、不適切な会計処理の原因を解消し、将来に亘って再発を防止するための改善の取り組みについて監視および検証を進めてまいります。

監査手続の制約：期末直前に監査役が交代した

日本フォームサービスの事例－2019年9月期（2）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については第三者委員会の調査により当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、**取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如が判明いたしました。**
当社は元取締役等責任追及の対象者に対し2019年11月13日付「責任の所在の明確化と関係者の処分について」において公表しましたとおり、責任追及の対象者と利害関係がない取締役土肥健一、社外監査役の瀬山剛及び井上明子の3名を責任追及メンバーに選定し責任追及内容の見解を2019年10月21日開催の取締役会に付議し、当該見解をもとに、当時の役職員に対する責任追及の内容を取締役会で決定いたしました。監査役会は、再発防止に向けた当社の取組みについて引き続き監視および検証を進めている状況にあります。
- ③ **内部統制システムに関する取締役会決議の内容については第三者委員会の調査により内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の欠如など当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。**
当社は、かかる事態を真摯に受け止め、第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策を速やかに策定、実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用に最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めております。監査役会は、全社一丸となり再発防止や信頼回復に努めていることを確認しております。監査役会としましては、再発防止策の実施状況および内部統制システムの強化・お客さま本位の業務運営の実現に向けた施策の実施状況を、引き続き監視および検証してまいります。

監査の結果： 事実報告を行っているだけ

(監査手続の制約はあったが、それを理由とはしていない)

東芝 2015年3月期（2015年9月臨時株主総会）

不正会計発覚後の監査委員会監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 2015年5月15日に調査を委嘱した上田廣一弁護士を委員長とする第三者委員会による調査の結果、一部の事業の会計処理及び財務報告に関して、意図的な利益の高上げを含む不適切な処理がなされ、元取締役及び元執行役がこれに関与していたとの指摘を第三者委員会から受けております。これに関し、取締役及び執行役の職務執行につき、かかる関与の疑いがあるものと認めます。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当でしたが、当期の財務報告に関する内部統制の運用については適正であるとは認められません。
- なお、当社は、2015年7月21日に社外取締役並びに法律及び会計の専門家により構成される経営刷新委員会の設置を決議し、今後の経営体制及びガバナンス体制について検討し、その結果を公表しておりますが、監査委員会としてもこれに基づく改善を引き続き監視、検証してまいります。

監査の結果： 不適正意見のパターン
(監査手続の制約はなし)

東芝2017年3月期（2017年10月臨時株主総会）

「計算書類及び会計監査報告に係る監査報告書」（監査委員監査報告書）

2. 監査の結果：

監査委員会は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人（以下「PwCあらた」といいます。）の監査の方法及び結果につき、**以下の点を除き相当であると認めます。**

- PwCあらたは、会社は2016年3月期連結決算につき、S&W買収時及び買収後に工事コストの増加を示す情報が存在するにもかかわらず、全ての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上しなかった点において米国における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと指摘しております。また、同様の点を根拠として、2016年3月期単独決算につき、WECの持株会社2社の株式評価減の計上について、日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと指摘しております。これらの点に関して、監査委員会は、以下のように考えます。
- ◇ PwCあらたは、「取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映されておらず、さらに、WECが契約により提出したS&W社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫
・・・以下省略

会計監査人の監査の相当性について：限定付き相当意見のパターン
(監査手続の制約はなし)

日産自動車2019年3月期

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関しましては、事業報告記載のとおり、内部通報を端緒とした社内調査の結果、元代表取締役会長らによる不正行為が確認された旨の報告を受けております。これに関し、監査役会は、かかる不正行為が行われたものと認めます。上記を除いては、取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

法令遵守について：限定付き適正意見のバターン

（監査手続の制約はなし、「上記を除いては、・・・違反なし」（限定付き適法意見）

2020年6月株主総会の対応

経産省からは2段階総会、継続会などの話もあったが、
各社はどうしたのか？

(参考) 3月期決算会社の決算発表・株主総会開催時期の動向等について

<決算発表の動向(6月末時点)>

発表時期	社数(構成比)
決算発表済(5/15まで)(45日以内)	1,732社(74.1%)
決算発表済(5/16~5月末まで)	519社(22.2%)
決算発表済(6/1~6月末まで)	66社(2.8%)
小計(決算発表済会社数)	2,317社(99.2%)
7月以降に決算発表予定	11社(0.5%)
決算発表時期が「未定」	8社(0.3%)
合計	2,336社(100.0%)

過去5年間(2016年6月以降)に
継続会とした
上場会社は約30社

<3月期決算会社の株主総会開催時期の動向(6月末開示分まで)>

項目	社数
基準日変更	57社
継続会を開催予定	30社
臨時株主総会を開催予定(※)	4社

※計算書類報告のための臨時総会を後日開催

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子) 令和2年7月2日
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

(参考) 配当を取締役会で決議できる要件

- 次の条件を全て満たす株式会社は、剰余金の配当につき取締役会が定めることができる（会社法第**459**条**1**項）－取締役会で決議できる剰余金の配当は年**1**回に限られない
 1. 取締役の任期が**1**年
 2. 会計監査人を設置
 3. 監査役会を設置
 4. 定款に「剰余金の配当につき取締役会で定めることができる」旨の記載がある
 5. 会社計算規則第**155**条の要件を全て満たしている
- 会社計算規則第**155**条の要件
 - 会計監査報告が無限定適正意見
 - 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がない
 - 監査役等の意見の不一致がないこと（不一致＝監査役等監査報告書に付記）
 - 監査役等による通知がないため監査を受けたものとみなされたものでないこと

(参考) 計算書類が株主総会報告事項となる要件

- 計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要がある（会社法**438**条第**2**項）
- ただし、会計監査人設置会社では、以下の要件を満たす場合、計算書類の株主総会の承認は不要となり、報告事項となる（会社法**439**条、計規**135**条）。
 - 会計監査人の監査意見が無限定適正意見であること
 - 監査役会等の監査報告において、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする意見がないこと
 - 監査役会等の監査報告において、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする監査役等の意見の付記（計規**128**条第**2**項後段・**128**条の**2**第**1**項後段・**129**条第**1**項後段）がないこと
 - 特定監査役が通知すべき日までに監査報告の通知を行わないことにより、監査を受けたものとみなされたもの（計規**132**条第**3**項）でないこと
 - 取締役会を設置していること
- 連結計算書類は計算書類と異なり株主総会での承認は不要（会社法**444**条第**7**項）

Q & A